

新潟県地震保険・共済普及協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県地震保険・共済普及協議会（以下「協議会」という。）の設置に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、地震被災後の住宅再建に有効な地震保険・共済の加入促進に向けて、関係団体相互に連携して普及啓発事業を実施し、地震に対する県民意識の醸成を図り、公的支援を活用するとともに自助・自立による、速やかな住宅再建の実現に資することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は会員をもって組織する。

2 会員は次の2種とする。

(1) 正会員 新潟県、一般社団法人日本損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県総合生活協同組合

(2) 協力会員 前条の目的に賛同する団体等で、協議会の活動に協力する者

(実施事項)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事項を行う。

(1) 地震保険・共済の普及啓発事業の計画策定に関すること。

(2) 地震保険・共済の普及啓発事業の実施に関すること。

(3) その他前2号に関し必要なこと。

(役員)

第5条 協議会に会長を置き、新潟県県民生活・環境部県民生活課長をもって充てる。

(会長の職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

(任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 会議は会員をもって構成する。

2 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議の議事は正会員の出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議は、第4条に規定する事項を行うため、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業運営の基本方針に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 本要綱の制定及び改廃に関すること。

(5) その他協議会の運営に関して重要な事項に関すること。

5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、新潟県県民生活・環境部県民生活課に事務局を置く。

(経費負担)

第10条 正会員共通の活動に係る費用は、県が負担するものとし、旅費及び個別の活動に係る費用については、それぞれの正会員が負担する。

2 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。